

文部科学大臣 下村 博文 様

要 望 書

平成26年7月17日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

原子力損害賠償紛争審査会

会長 能見 善久 様

要 望 書

平成26年7月17日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

中間指針第二次追補第 2 - 1 - (3)特定避難勧奨地点に係る
「避難指示等の解除から相当期間経過後」の「特段の事情」
に関する事情聴取（ヒアリング）の実施について

平成 24 年 3 月 16 日付け中間指針第二次追補において、特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害に係る賠償について、指定解除後の賠償の対象とならなくなる「相当期間」を当面の目安として「3ヶ月」とする一方で、「特段の事情がある場合」は、「相当期間」を「個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。」としています。

本市における特定避難勧奨地点の状況は別紙のとおりであり、これら状況からすると同追補で示している「相当期間」については、当面の目安とする「3ヶ月」よりもさらに長期間であるべきと思料いたします。

つきましては、本市の特定避難勧奨地点の「特段の事情」を十分考慮していただき、「相当期間」について柔軟に判断していただくため、原子力損害賠償紛争審査会による本市からの事情聴取（ヒアリング）の機会を早期に設けていただきますようお願いいたします。

(別紙)

本市の特定避難勧奨地点の状況

1 避難等の状況について

特定避難勧奨地点は、地域的な広がりは見られないものの一部の地域で事故後1年間の積算線量が年間20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点として国が設定したものであり、本市では142地点(152世帯)が指定され、このうち8割以上の世帯が避難しています。

特定避難勧奨地点について、国は「そこを離ればより低い線量であるため、必ずしも生活全般を通じて年間20ミリシーベルトを超える懸念が少ないことから、国が一律に避難を指示したり産業活動を制限したりするものではない」としています。

しかしながら、「そこを離れば...懸念が少ない」ということは、換言すれば、通勤や通学等により当該地点を一時的に離れる方は別として、農業を営んでいる方や高齢者等で勤務されていない方のように特定避難勧奨地点近辺に一日中留まって生活している場合は、年間20ミリシーベルトを超える可能性が高いということであり、その意味において、国では避難を指示しないまでも避難を勧奨しているものと捉えています。

また、特定避難勧奨地点を含む周辺の地域では農業や林業を主たる産業としていますが、当該地域の農地は土壌中の放射性物質の数値が高く、土壌から農作物等への放射性物質の移行が懸念されるため、農地除染が完了していない現在、稲作・畑作等を営むことができる環境にはありません。また、林業についても、山林の除染が手つかずなため空間線量は依然として高く、林野庁が毎時2.5マイクロシーベルト超の山林内での施業を実施しないように求めていることもあり、林業を営むこともできない状況です。

このような地域において「産業活動を制限したりするものではない」とされても、実質的に産業活動を営むことは困難です。

したがって、避難している世帯は、自主的に避難しているのではなく、避難せざるを得ないのであって、自宅に留まっている方もやむを得ない事情により留まっているのが実態です。

2 除染について

本市の特定避難勧奨地点を含む7行政区は、平成25年度末までに生活圏の除染が完了しており、モニタリング結果は下記のとおりです。

7行政区の除染前・除染後のモニタリング結果

(単位：μSv/h)

地 区	除染前			除染後			平 均 低減率	除染時期
	平均	最大	最少	平均	最大	最少		
原町区片倉	1.36	3.75	0.47	0.93	1.41	0.35	31.6%	H24.7～24.12
原町区馬場	0.84	4.11	0.21	0.52	3.49	0.19	42.9%	H25.5～26.2
原町区押釜	1.01	3.22	0.32	0.55	1.10	0.24	45.5%	H24.9～25.2
原町区高倉	1.47	5.36	0.36	0.90	1.50	0.30	38.8%	H24.11～25.3
原町区大谷	1.37	2.64	0.46	0.76	0.88	0.31	44.5%	H25.4～25.9
原町区大原	1.40	5.18	0.33	0.81	1.65	0.22	42.5%	H25.2～25.7
鹿島区檜原	1.05	3.22	0.35	0.74	0.81	0.20	29.5%	H25.1～25.3

馬場地区の除染後の最大値が「3.49」であるが、これは汚染が深く浸透し、仕様に基づく除染作業では除染しきれなかったものと推測。

除染後においても最大値が毎時1マイクロシーベルトを超えている地区が多く、地区の市民が納得できる数値までの除染ができていません。

その原因について、本市では、特定避難勧奨地点を含む7行政区は阿武隈山系のすそ野にあって、山林・農地の中に住居が点在していることから、除染していない山林・農地の影響を大きく受けるため、生活圏のみの除染では効果が比較的低かった、と捉えています。

特定避難勧奨地点の指定世帯の不安を払しょくし、安心して帰還で

きる環境を整えるためには、山林や農地の除染が必要不可欠と考えます。

3 生活の節目等での解除について

中間指針第四次追補第2の1(備考)6)において、避難指示区域における「相当期間」の考え方が示されていますが、避難生活が長期にわたり、帰還するには相当の準備期間が必要であること、例えば学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること等を考慮して、「相当期間」を当面の目安として1年間としています。

また、相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である、とされています。

この概念は、そのまま本市の特定危難勧奨地点にあてはまると考えます。

本市の特定避難勧奨地点の指定世帯はそのほとんどが避難しており、避難生活は3年もの長期間に及ぼんとしています。当該世帯の子供たちもそれぞれ避難先の学校に就学し、新たな学校での生活に馴染んでいます。仮に年度途中等で転校を余儀なくされた場合、子供たちに与える精神的なストレスは大きなものがあると思われます。

また、避難世帯は、自宅等の土地・建物の管理ができていません。東日本大震災により建物等に被害を受けた世帯が多くありますが、現在も修繕できずにいる世帯もあり、イノシシ・ネズミ等による野生動物の被害も見受けられ、修繕が必要となっています。

合わせて、本市では、東日本大震災からの住宅復興工事の本格化に伴い、建築工事等のサービスが需要過多となっており、自宅の修繕等

を業者に依頼しても着工・完成までに相当の期間を要している現状があります。

これらの現状を踏まえると、生活の節目を考慮した指定解除が必要であり、また、自宅の修繕等に要する期間も長期間要することが見込まれ、「相当期間」の3ヶ月は、あまりにも短いものと考えます。

中間指針第二次追補の策定時からすでに2年以上が経過している現在、特定避難勧奨地点を取り巻く環境は大きく変化しており、当面の目安である「3ヶ月」を見直す必要があると思われます。

4 放射線に対する不安の払しょくについて

放射線に対する不安が指定世帯の帰還にいかに影響を与えているかについては、平成24年12月14日に特定避難勧奨地点の指定が解除された伊達市において、放射線に対する不安から指定解除後1年間に自宅に戻った世帯が約2割にとどまっていることが如実に物語っています。

国では、平成23年12月26日付けで公表した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」において、リスクコミュニケーション体制の整備等を行うこととしていましたが、国によるリスクコミュニケーション事業は、ようやく今年度に施策パッケージとして本格予算化されたものであり、これまで、国民の放射線量に対する不安への対策はなおざりのままでした。

不安を抱えたまま帰還し生活することのストレスは、避難生活を送るストレスを凌いでいると思います。モニタリング結果をもって基準より放射線量が下がったという理由だけで特定避難勧奨地点の指定を解除しても、帰還する世帯が少ないのは伊達市の事例で明らかです。

指定世帯が安心して帰還し以前のような生活を取り戻すためには、指定を解除する前に、指定世帯に対するリスクコミュニケーション等

を速やかに行い、不安を払しょくすることが必要不可欠であると思います。